

つくばみらい市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（案）の概要

1. 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）の一部が改正されたことに伴い、これまで移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第115号）において定めていた公園等のバリアフリー化に関する構造基準等について、地方公共団体が条例で定めることとなりました。これを受けてつくばみらい市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例を制定するものです。

2. 関係法令「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」

（公園管理者等の基準適合義務等）

第13条 公園管理者等は、特定公園施設の新設、増築又は改築を行うときは、当該特定公園施設（以下この条において「新設特定公園施設」という。）を、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する条例（国の設置に係る都市公園にあっては、主務省令）で定める基準（以下この条において「都市公園移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

2 前項の規定に基づく条例は、主務省令で定める基準を参酌して定めるものとする。

3. 「つくばみらい市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」の制定内容

今回本市が条例で定める基準は、つくばみらい市の現況を踏まえ、現行の基準「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令」を検討した結果、現行の基準が適切であると判断したため、現行の基準のとおり定めることとします。

（1）基準の対象となる特定公園施設

園路及び広場、屋根付広場、休憩所、管理事務所、野外劇場、野外音楽堂、駐車

場，便所，水飲場，手洗場，掲示板，標識

(2) 特定公園施設の設置に関する基準の例

項目	現行の国の基準 (国土交通省令)	つくばみらい市基準
園路及び広場		
出入口	幅120cm以上， 段差を設けない等	国の基準と同じ
通路	幅180cm以上， 縦断勾配5%以下等	国の基準と同じ
階段	両側に手すりを設置等	国の基準と同じ
傾斜路	幅120cm以上， 縦断勾配8%以下等	国の基準と同じ
休憩所	出入口の幅は120cm以上， 段差を設けない等	国の基準と同じ
駐車場	車椅子利用者用駐車施設の設置等 (幅350cm以上)	国の基準と同じ
便所	高齢者，障がい者等の円滑な利用 に適した構造を有すること等	国の基準と同じ

4. 施行日

平成25年4月1日(予定)